

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名		婦人相談員活動事業			事業コード	0462
担当課等	所属名	保健福祉部 児童福祉課			担当係名	
	課長名	石塚 千英司	担当者名	大志田 佳子		電話番号 2563

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード 1	施策	みんなで支える子育て支援の展開	コード 6
	基本事業	育児不安の軽減	コード 2			関連予算 費目名
	特記事項					
	事業期間	○ 単年度 ● 単年度繰返 ○ 期間限定複数年度				⇒ (開始年度 32年度～)
事務事業の概要	婦人相談員が女性から相談を受けて問題の解決に向けた適切な指導を行う。					
根拠法令等	売春防止法, 盛岡市婦人相談員設置条例					
この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)						
昭和32年の売春防止法の施行に伴い, 要保護女子の援助を目的とし開始された。						
この事務事業に対して関係者(市民, 議会, 事業対象者, 利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか						
市議会から男女参画と言われている時代であり, 「婦人相談員」という名称を変えてはどうかとの質問があったが, 根拠法令である売春防止法で定められている名称であること, また, 「婦人相談員活動強化事業」では国から補助対象経費の2分の1の補助金交付が見込まれ, 交付要綱中では, 厚生労働大臣が必要とみとめた婦人相談員の数により一定額が算出されると規定されていることから, 「婦人相談員」の名称は必要と考える。						
事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか						
平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されたところであり, 相談の背景が複雑化し, 問題解決が複雑化し, 問題解決が困難な状況になってきている。また, 地域における相談・保護体制の充実を図るための配偶者暴力相談支援センターとして, 岩手県福祉総合相談センターが指定されていたが, 平成18年度から盛岡広域振興局保健福祉環境部, 男女共同参画センターが新たに指定された。						

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を, 何を対象としているのか)	売春防止法に規定される要保護女子及び婦人問題に関する相談を必要とする女性。	⇒	②対象指標 (対象の大きさを示す指標)	A. 18歳以上の女性の数	単位	人
				B.	単位	
				C.	単位	
③手段 (事務事業の内容, やり方, 手順)	22年度実績(22年度に行った主な活動) 来所または電話で相談を受け, 問題解決に向けた適切な指導を行なうほか, 母子生活支援施設への入所などの保護を行う。相談の内容によっては, 県の婦人相談所へ移送する。 23年度計画(23年度に計画している主な活動) 22年度と同じ	⇒	④活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)	A. 年間相談件数	単位	件
				B.	単位	
				C.	単位	
⑤意図 (この事業により対象をどのように変えるのか)	相談及び指導並びに保護することにより, 重大な問題を抱える婦人の救済を図る。	⇒	⑥成果指標 (意図の達成度を示す指標)	A. 助言指導の件数 【指標の性格: ○ 上げる ○ 下げる ● 維持する】	単位	件
				B. 婦人相談所への移送件数 【指標の性格: ○ 上げる ○ 下げる ● 維持する】	単位	件
				C. 相談件数/18歳以上の女性の数 【指標の性格: ○ 上げる ○ 下げる ● 維持する】	単位	%
⑦結果 (上位基本事業の意図: 上位の基本事業にどのように貢献するか)	子育てに悩まない	⇒	⑧上位成果指標 (上位基本事業の成果指標)	アンケート調査「子育てに悩んでいる・不安を持っている」と答えた子どものいる親の割合(単位: %)		

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	18歳以上の女性の数	人	129,739	129,909	129,000	130,161	130,000	130,000	26 年度 130,000
対象 指標B									年度
対象 指標C									年度
活動 指標A	年間相談件数	件	1,242	1,250	900	1,573	900	900	26 年度 900
活動 指標B									年度
活動 指標C									年度
成果 指標A	助言指導の件数	件	1,241	1,250	900	1,573	900	900	26 年度
成果 指標B	婦人相談所への移送件数	件	1	1	5	3	5	5	26 年度 5
成果 指標C	相談件数／18歳以上の女性の数	%	0.9	1.5	1.4	1.2	1.4	1.4	26 年度 1.4

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	*****
事業費	A	千円	75	1,357	1,464	1,398	1,464	1,464	*****
財源 内訳	④国	千円		1,333	1,333	1,333	1,330	1,330	*****
	⑤県	千円							*****
	⑥地方債	千円							*****
	⑦一般財源	千円	75	24	131	65	134	134	*****
	⑧その他	千円							*****
	合 計 (④～⑧) (=A)	千円	75	1,357	1,464	1,398	1,464	1,464	*****
	延べ業務時間数	時間	1,529	949	1,001	980	1,001	1,001	*****
	職員人件費 (B)(臨時職員賃金は、事務費に含む)	千円	6,116	3,796	4,004	3,920	4,004	4,004	*****
	トータルコスト (A) + (B)	千円	6,191	5,153	5,468	5,318	5,468	5,468	*****

3. 事務事業の評価(See)

必要性評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？	☐ 見直す余地がある ☒ 結びついている	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	☐ 見直す余地がある ☒ 妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくてよいですか？	☐ 拡大または絞る余地がある ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？	☐ 拡大または絞ることができる ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
有効性評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	☒ 向上余地がある ☐ 向上余地がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？	☐ 影響がない ☒ 影響がある	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？	☒ 類似事業がある ☐ 類似事業がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
効率性評価	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できる余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
公平性評価	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ

4. 事務事業の改革案(Plan)

改革／改善方向	①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など) ※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること 相談しやすい環境づくりに努める。定期的な情報交換と機会を捉えて婦人相談員を研修へ参加させ、助言・指導の質の向上を図る。
	②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？ それをどう克服していきますか？ (関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む) なし

5. 課長意見

一次評価	(1)一次評価者としての評価結果 ① 必要性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ② 有効性 ○ 妥当 ● 見直し余地あり ③ 効率性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ④ 公平性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり	 (2)全体総括(振り返り、反省点) 相談件数が増えるとともに相談内容も複雑化しているため、相談員の質の向上を図りながら適切な相談に努める必要がある。
	(3)今後の事務の方向性(改革改善案) ☐ 終了 ☒ 継続 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☒ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携  方向付けの理由と改革改善の内容 相談しやすい環境づくりに努めるとともに相談員のさらなる質の向上を図る。	